

## 寄付金の「税額控除」を受けるにあたって

山形いのちの電話にご寄附を頂き、誠にありがとうございました。  
この度、個人の皆様からの寄付金が、「税額控除」の対象となり、税の優遇措置が拡充されました。

「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。

※いずれの控除についても、確定申告の手続きが必要ですので、ご注意ください。

- 「税額控除」は2011（平成23）年1月以降のご寄附から対象となります。
- 確定申告をされ、「税額控除」を受ける際は、領収証とともに下の「税額控除にかかる証明書」を添付下さい。（「所得控除」を選択される際は、「税額控除にかかる証明書」の添付は必要ございません。）

### 控除の計算方式

#### A. 【税額控除額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$\text{（寄付金合計額}^{(\ast 1)} \text{ - 2,000 円）} \times 40\% = \text{控除額}^{(\ast 2)}$$

※1 寄付金合計額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

#### B. 【所得控除額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得から控除されます。

$$\text{寄付金合計額 - 2,000 円}$$

ただし算出された額は年間所得の40%に相当する額が限度となります。

- ★ A（税額控除）か B（所得控除）のどちらか有利なほうを選択し、所得税の控除を受けることができます。詳しくはお近くの税務署にお尋ね下さい。